

いじめ防止基本方針

市原市立湿津小学校

湿津小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。

また、どの児童も「被害者」にも「加害者」にもなりうる。これらの基本的な考え方をもとに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や仲間との信頼関係の中で、「安心・安全」に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。

湿津小学校では、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

2 いじめ防止等のための組織について

(1) 生徒指導部会について

生徒指導部会	
【会議の開催計画】	偶数週木曜日の放課後
【構成メンバー】	校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、養護教諭
【部会の役割】	・生徒指導の月目標や具体的な取り組み等を話し合う。

- ・生徒指導上の課題・問題を詳細に確認し、対応策等を共通理解を図る。
- ・いじめについて。
(いじめアンケート結果や教育相談週間で相談内容の確認と対応の検討)
- ・各学年の児童の問題行動の確認と対策（保護者対応を含む）。

【その他】

- ・週1回（木）の職員打ち合わせで生徒指導上の問題等の共通理解を図る。

(2) 学校いじめ問題対策委員会について（全小中学校統一名称）

【会議の開催計画】 毎月偶数週木曜日の放課後

【構成メンバー】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、児童会担当

※ 学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する（市教委、少年センター、市原警察署）。

【役割について】

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

(1) 学校として

- ① 体験活動（通年）、児童会活動（毎月1回）、ハピネス活動（通年）、奉仕活動

(5、9月)等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取り組みを進める。

- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、「いじめられている児童を徹底して守り通す」、という明確な姿勢を日頃から示す。
- ④ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解する。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修(年5回)等で確認する。
- ⑥ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(2) 児童として

児童・生徒が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題主体的に向き合う機会を設け(6月、イエローリボン集会)支援していく。

(3) 教職員として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するには、全教職員による支援体制を確認する。

(4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察(少年課、内房少年センター)等と連携して児童及び保護者に指導していく。

<関係機関の連絡先>

○市原市教育委員会 学校教育課	23-9848
○市原市教育委員会 指導課	23-9849
○青少年指導センター	43-3939
○市原警察署	41-0110
○内房地区少年センター	0438-25-9750

4 いじめの早期発見に関すること

いじめの早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 学校として

- ① 定期的なアンケート調査（毎月）や教育相談の実施等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整え、生徒指導部会等でいじめの実態把握に努め、適切に素早く対応する。
- ② スクールカウンセラー、心の相談員、SSW、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。

(2) 教職員として

- ① 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や小さなサインを見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ② 担任を中心として日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と校内体制を整える。

5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。さらに、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員・保護者・関係機関との連携及び協働できる体制づくりを構築する。

(1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連携し、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の外部専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に

応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習及び生活できる環境を整備する。

- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

(2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていく。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、再発防止の措置を講ずる。また、必要に応じて関係機関と連携して組織的に対応する。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。さらに、学校と保護者が連携し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを十分に理解させる。
- ④ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに関係機関との連携による措置も含め、対応する。

(3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分配慮した上で、学級、学年及び学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。

6 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談・保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、「話す勇氣」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを児童・保護者に発信する。

【 湿津小学校の相談窓口 】

- ・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。

電話相談 0436-74-0603

<学校以外の相談・通報窓口>

- ・ 湿津中学校 スクールカウンセラー 74-0025
- ・ 市原市いじめホットライン 22-9090
- ・ 市原市青少年指導センター 43-3939
- ・ 子ども家庭110番（中央児童相談所） 043-252-1152
- ・ 子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

7 いじめを認知した場合の対処

(1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに生徒指導主任、学年主任等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて校長（教頭）へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会において情報を共有する。

(2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該生徒や周囲の児童生徒に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。《児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。》聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配される時には、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

(3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や連絡を行い、学校・家庭・地域の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

(4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

8 いじめの指導

(1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、被害者・加害児童を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

(2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特に「いじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではない」という点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談や助言を行う。特別指導に関する内規を確認し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

(3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

9 重大事態の発生と調査及び対処について

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒にして行われるいじめにあることを意味する。
「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生

徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、年間30日を目安とする。

ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

(2) 重大事態への対処 (資料 基本的な対応の流れを参照)

- ① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ② 最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③ 重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④ 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織（生徒指導部会）」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤ 事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。
これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。
得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

10 公表、点検、評価等について

策定した「湿津小学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

11 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	・職員研修（基本方針確認） ・身体測定
5月	・生活アンケート ・ハピネス（異学年交流）活動 ・奉仕活動 ・Q-Uアンケート ・学校評議委員会 ・運動会
6月	・生活アンケート ・イエローリボン集会 ・資源回収
7月	・教育相談週間 ・保護者面談 ・ハピネス（異学年交流）活動 ・いじめアンケート ・情報モラル教育（講師依頼）
8月	・職員研修（アンケート分析等） ・市津まつり
9月	・生活アンケート ・身体測定 ・資源回収 ・ハピネス（異学年交流）活動 ・敬老会
10月	・情報交換（幼・保） ・職員研修（ケーススタディ） ・生活アンケート
11月	・情報交換（中） ・情報モラル教育 ・生活アンケート ・学校評議委員会
12月	・教育相談週間 ・保護者面談 ・いじめアンケート ・ハピネス（異学年交流）活動 ・赤い羽根募金活動
1月	・セクハラアンケート ・職員研修 ・生活アンケート
2月	・生活アンケート ・ハピネス（異学年交流）活動 ・資源回収 ・学校評議委員会 ・6年生を送る会
3月	・情報交換（幼・保・中） ・ハピネス（異学年交流）活動 ・職員研修（検証）・生活アンケート
通年の 取り組み	・児童会活動（月1回） ・あいさつ運動 ・健康観察の実施 ・集会における校長講話 ・道徳教育の充実・体験活動の充実 ・わかる授業の充実

いじめ対応(緊急対応)マニュアル

市原市立温津小学校

